

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件

直送済

原 告 槌 田 敦
被 告 国立大学法人東京大学 外2名

準 備 書 面 (4)

平成22年12月3日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 清 水 幹



同 溝 内 健



第1 2010年10月14日付「請求の趣旨再変更の申し立て」に対する答弁

- 1 「請求の趣旨」に対する答弁
 - (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- 2 変更の理由に対する認否
否認ないし争う。

第2 原告準備書面(3)「第一、本件の本質は憲法第23条(学問の自由)違反」に対する反論

- 1 原告は、本件において自らの学問の自由が侵害されていると主張している。
しかしながら、本件において、原告の学問研究の自由、研究発表の自由は何ら制限されていない。

本件書籍に記載されている事項について、原告は自由に研究し、その成果を自由に発表することができるのであり、被告らがこれを制限しているという事実は一切存在しない。

したがって、学問の自由が侵害されているという原告の主張は失当である。

- 2 原告は、本件において自らの表現の自由が侵害されていると主張しているが、かかる主張も失当である。

本件書籍に記載されている見解に対し、原告は自由に反論・批判・論評等することができるのであり、被告らがこれを制限しているという事実は一切存在しないからである。

- 3 原告は、本件において被告東京大学に国家賠償の義務があると主張しているが、同被告は国立大学法人であり、国立大学法人は国家賠償法1条1項にいう「公共団体」にはあたらないと解されるため、かかる主張も失当である。

第3 被告らの主張

- 1 再三述べてきたとおり、「地球温暖化懐疑論批判」「はじめに」「本稿の目的」中の9項目の特徴についての記載は、「今なお人為的排出二酸化炭素温暖化説の信頼性や温暖化問題の重要性に対して懐疑的あるいは否定的な議論には、次のような特徴を持つものが多い。」と前置きした上で、日本あるいは世界に存在している懐疑論的な考え方の一般的な傾向を記載したものであり、特定の個人を念頭に置いた記載ではない。

学者が自説と異なる見解に反論し、その論拠を挙げることはあまりにも当然のことであり、それなくして学問の発展はあり得ない。

これを名誉毀損などと言っていたのでは、学問的な議論など不可能である。

本件において名誉毀損は成立しない。

- 2 被告ら準備書面(3)2頁以下において、9項目の特徴についての記載が前提とする事実につき代表例を挙げたが、学問的・専門的な内容を含む具体例もあったため、本準備書面では、より単純な具体例を追加的に述べる。

(1) 「既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している」について

懐疑論の中には、「そもそも温暖化が起きているかどうかはわからない。」とする議論がある(乙1・11頁・議論3)。

この議論は、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されているにもかかわらず、かかる観測データを誤解あるいは曲解するものである。

(2) 「定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する」について

懐疑論の中には、「温室効果ガスの主役は水蒸気である。二酸化炭素が100ppm増えたところで、水蒸気温度の変動幅の範囲内であって、温暖化ガスとしての水蒸気による保温効果を大きく修正することにはならない。」とする議論がある(乙1・53頁・議論26)。

この議論は、水蒸気を含む様々な温室効果ガスの寄与度が定量的に明らかにされてきているにもかかわらず、水蒸気の温室効果が大きいことを根拠に二酸化炭素の温室効果を否定するものである。

(3) 「問題となる現象の時間的および空間的なスケールを取り違えている」について

懐疑論の中には、「人類社会にとっては寒冷化の方が問題である」とする議論がある(乙1・64頁・議論31)。

この議論は、数万年後に起こるとされている氷期の到来を念頭におくものであるが、温暖化説が問題としているのは今後数百年の間の急激な温暖化であり、問題となる現象の時間的なスケールを取り違えている。

以上

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件

直送済

原告 樋田 敦

被告 国立大学法人東京大学 外2名

証 拠 説 明 書

平成22年12月3日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

清 水 幹 裕



同

溝 内 健 介



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立 証 趣 旨
乙2 の1	キーリング講 演録(抜粋・ アンダーライ ンを付した箇 所及び四角で 囲った図の み)	写し	キーリン グ	乙2の1の76頁に掲載されている図 8は、化石燃料の燃焼(人間活動の影 響)が二酸化炭素を毎年増加させないと したら、季節変化を除去した二酸化炭素 がどのような振る舞いを示すかを示した 図であること等
乙2	キーリング論	写し	キーリン	乙2の2の210頁に掲載されている

の2	文(抜粋・アンダーラインを付した箇所及び四角で囲った図のみ)			グ	図63(乙1の32頁に掲載されている図6と同趣旨)には、乙2の2の181頁に掲載されている図22(乙2の1の76頁に掲載されている図8と同趣旨)の二酸化炭素濃度偏差が描かれていること、すなわち、乙2の2の210頁に掲載されている図63(乙1の32頁に掲載されている図6)は、人間活動の影響を除いた場合の気温上昇と二酸化炭素濃度上昇との関係を明らかにする目的で作成されたグラフであること等
乙3	政策決定者向け要約(抜粋)	写し		文部科学省・気象庁・環境省・経済産業省	大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されており、気候システムの温暖化には疑う余地がないこと等
乙4	技術要約(抜粋)	写し		気象庁	温暖化説においても大気の温室効果をもたらす最大の要因が水蒸気であるということは十分に考慮されていること(乙4の3頁)、エアロゾルの効果につき近年では定量的な分析が進められており二酸化炭素による温暖化を打ち消すようなものではないことがわかっていること(乙4の14頁)、森林や海洋は二酸化

					炭素を放出したり吸収したりしているところ、地球全体では現在正味で吸収となっており、その1年間の吸収量は同じ年に人間活動によって放出される二酸化炭素量の約3割（5割と言った方が実態には近いが、原告の議論に合わせて、乙1の42頁では3割という値を使っている）にあたること（乙4の8頁）、水蒸気を含む様々な温室効果ガスの寄与度が定量的に明らかにされてきていること（乙4の3～14頁）等
乙5	IPCC第4次評価報告書第1作業部会報告書 概要及びよくある質問と回答 (抜粋)	写し		気象庁	温暖化説においても大気の温室効果をもたらす最大の要因が水蒸気であるということは十分に考慮されていること（乙5の7・15頁）、温暖化説が都市化の影響も十分に考慮していること（乙5の20頁）等
乙6 の1	日本人はなぜ環境問題にだまされるのか (抜粋)	写し	20.11.28	武田邦彦	懐疑論の中には少数の事例・根拠をもって多数の事例・根拠に基づいた温暖化説の議論を否定するものがあること等
乙6	環境問題はな	写し	20.10.17	武田邦彦	懐疑論の中には少数の事例・根拠をも

の2	ぜウソがまかり通るのか3 (抜粋)				って多数の事例・根拠に基づいた温暖化説の議論を否定するものがあること等
乙6 の3	環境問題はな ぜウソがまかり通るのか (抜粋)	写し	20.3.28	武田邦彦	懐疑論の中には少数の事例・根拠をもって多数の事例・根拠に基づいた温暖化説の議論を否定するものがあること等
乙6 の4	これからの環境論 (抜粋)	写し	19.11.10	渡辺正	懐疑論の中には少数の事例・根拠をもって多数の事例・根拠に基づいた温暖化説の議論を否定するものがあること等
乙7 の1	京都議定書の解説 (抜粋)	写し	17.11	京都議定書研究会	京都議定書におけるイギリスとドイツの数値目標は、欧州連合 (EU) 全体ではマイナス8%であるが、EUの国の中の分担ではさらに厳しい目標を課せられており、イギリスはマイナス12.5%、ドイツはマイナス21%となっていること、一方、日本はマイナス6%となっていること等
乙7 の2	マラケシュ合意の概要	写し		環境省	日本が、ほぼ日本だけのための特別権利のようなものとして森林吸収分としてマイナス3.8%を得たこと等
乙7 の3	京都議定書目標達成計画 (抜粋)	写し	20.3.28	環境省	日本が、ほぼ日本だけのための特別権利のようなものとして森林吸収分としてマイナス3.8%を得たこと等